

札障第 2409 号
令和 5 年(2023 年)10 月 27 日

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所支援施設

管理者様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

初回の個別支援計画作成時期に係る本市の解釈の変更について（通知）

日頃より本市障がい福祉施策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

従前から、本市は「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」（平成 24 年 10 月 3 日条例第 43 号）及び「札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年 12 月 13 日条例第 62 号）」のとおり、個別支援計画に基づいてサービスを提供するものであるため、サービス提供開始日より後に当該計画を作成することは認められないものとして、実施指導及び令和 4 年度の集団指導において指導しておりました。

このたび、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課相談支援係からサービス提供開始日より後に当該計画を作成することを許容する解釈が示され、下記のとおり、本市の解釈を変更しましたので、お知らせいたします。

記

1 変更点

(1) 従来 of 解釈

サービス提供開始日より後に個別支援計画を作成することは認められない。

(2) 現在の解釈

サービス提供開始日までに個別支援計画を作成することが望ましいものの、モニタリング、アセスメント等に一定期間を要する場合は、サービス提供開始日より後に個別支援計画を作成することも認める。

2 解釈の変更に伴う留意事項

(1) 個別支援計画を作成する適切な時期について、利用頻度等の利用状況等を勘案し事業所において判断してください。

なお、サービス提供は個別支援計画に基づいて行うものであり、実地指導

においては、利用状況等から適切な時期を経た後も当該計画を作成していないと判断できる場合には、個別支援計画未作成減算を指示することがあります。

- (2) 本件は利用契約後の初回のサービス利用にあたっての個別支援計画に係る解釈の変更であり、2回目以降の個別支援計画については、アセスメント等の期間は確保されていることから、従来どおり前回の個別支援計画の同意日から少なくとも6か月以内に利用者等からの同意が必要です。

3 その他

質問等はスマート申請にて受付いたします。

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/situmonhyo>



担当：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
指定指導担当係